

株式会社SBCブックス 育児・介護休業規則

(制定日：2025年4月1日)

第1条（目的）

本規則は、株式会社SBCブックス（以下「会社」という）における育児および介護に関する休業等の取扱いを定め、社員が仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整備することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規則は、会社に勤務するすべての社員に適用する。ただし、法令または個別の雇用契約に別段の定めがある場合は、その定めを優先する。

第3条（育児休業）

1. 社員は、育児・介護休業法に基づき、育児休業を取得することができる。
 2. 育児休業の取得期間、取得方法その他必要な事項は、法令に従うものとする。
-

第4条（産前産後休業）

1. 社員は、労働基準法に基づき、産前産後休業を取得することができる。
 2. 産前産後休業の期間および取扱いは、法令に従うものとする。
-

第5条（子の看護等休暇）

社員は、育児・介護休業法に基づき、子の看護等休暇を取得することができる。

第6条（介護休業）

1. 社員は、育児・介護休業法に基づき、要介護状態にある家族を介護するため、介護休業を取得することができる。
 2. 介護休業の取得期間および取扱いは、法令に従うものとする。
-

第7条（介護休暇）

社員は、育児・介護休業法に基づき、介護休暇を取得することができる。

第8条（短時間勤務等）

会社は、法令に基づき、育児または介護を行う社員に対し、短時間勤務その他の措置を講じる。

第9条（申請手続）

育児休業、介護休業その他本規則に基づく制度を利用する場合、社員は、会社が定める手続により事前に申請するものとする。

第10条（不利益取扱いの禁止）

会社は、社員が本規則に基づく制度を利用したことを理由として、不利益な取扱いを行わない。

第11条（規則の改定）

本規則は、法令の改正または会社の事情により、必要に応じて改定することがある。

第12条（施行）

本規則は、2025年4月1日より施行する。